

○名古屋市指定障害福祉サービス事業所等の指定等に関する規則

平成24年3月31日

規則第71号

注 令和2年11月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、指定障害福祉サービス事業所等の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(令8規則71・全改)

(指定の申請等)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項、法第38条第1項、法第51条の19第1項、法第51条の20第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定による指定の申請、法第41条第1項、法第51条の21第1項及び児童福祉法第24条の29第1項の規定による指定の更新の申請並びに法第37条第1項及び法第39条第1項の規定による指定の変更の申請は、児童福祉法施行規則の規定に基づきこども家庭庁長官が定める様式並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及びこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式（令和7年こども家庭庁・厚生労働省告示第3号。以下「告示」という。）別紙様式第1号に市長が定める書類を添付して行うものとする。

(令8規則71・全改)

(変更の届出等)

第3条 法第46条、法第51条の25及び児童福祉法第24条の32の規定による届出は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第34条の23第1項、省令第34条の26、省令第34条の58第1項、省令第34条の60第1項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第25条の26の7第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては告示別紙様式第2号により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書（第1号様式）により、それぞれ行うものとする。

(令8規則71・旧第4条繰上・一部改正)

(指定の辞退)

第4条 法第47条の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書（第2号様式）により行う

ものとする。

(令 8 規則71・旧第 5 条繰上・一部改正)

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(令 8 規則71・旧第 6 条繰上)

附 則

- 1 この規則は、平成24年 4 月 1 月から施行する。
- 2 この規則の施行の際、従前の指定障害福祉サービス事業所等の指定その他の行為に関する定めに従って提出された申請書等は、この規則の相当する規定により提出されたものとみなす。

附 則（平成25年規則第35号）抄

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年規則第11号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規則第123号）

- 1 この規則は、令和 2 年12月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和 8 年規則第71号）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市指定障害福祉サービス事業所等の指定等に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の名古屋市指定障害福祉サービス事業所等の指定等に関する規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 施行日以後に受ける指定の申請をする者で市長が定めるものに対する新規則の適用については、なお従前の例による。

第1号様式

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

(宛先)名古屋市長

所在地
事業者 名称
代表者氏名

次のとおり、事業の廃止・休止・再開について届け出ます。

	事業所番号	
事業所	名称	
	所在地	
廃止・休止・再開の別		
事業の種類		
廃止・休止・再開の年月日	年 月 日	
廃止・休止する理由		
利用者に対する措置(廃止・休止する場合のみ)		
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日	

注1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

2 事業の廃止又は休止に係る届出にあつては、廃止又は休止の日の1月前までに届け出てください。

3 事業の再開に係る届出にあつては、再開の日から10日以内に届け出てください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第2号様式

指定辞退届出書

年 月 日

(宛先)名古屋市長

所在地
事業者 名称
代表者氏名

次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

	事業所番号	
施設	名称	
	所在地	
指定年月日	年 月 日	
指定を辞退する年月日	年 月 日	
指定を辞退する理由		
利用者に対する措置		

注 指定を辞退する日の3月前までに届け出てください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 1 号様式

(令 2 規則123・一部改正、令 8 規則71・旧第 5 号様式繰上)

第 2 号様式

(令 2 規則123・一部改正、令 8 規則71・旧第 6 号様式繰上)